

# 平成29年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

\* 平成29年確定値

栃木労働局

番号	発生年月	事故の型	業種	災害の概要
	時間帯	起因物	事業場規模	
1	平成29年2月	交通事故	その他の小売業	自家用車で乳製品の宅配業務中、信号の無い交差点を脇道側から直進していたところ、左から優先道路を直進してきた乗用車と衝突し負傷した。
	9～10時	乗り物（乗用車）	1～10名	
2	平成29年3月	墜落・転落	陸上貨物運送事業	荷物の搬送先において、トラックから荷下ろしをする際に、作業場所が無いことから、フォークリフトの爪にパレットを差し込み、パレット上を足場として、高さ約2mのところ荷下ろし作業中に何らかの原因でパレット上から墜落し、コンクリート地面に頭部を強打した。
	8～9時	フォークリフト	10～20名	
3	平成29年3月	墜落・転落	その他の建築工事業	ビルの外壁等改修工事のための枠組み足場の6層目に、工事用資材等の飛来落下物防護柵（朝顔）を取り付ける作業で、朝顔の骨組みとなる単管上に足場板を敷き並べる作業中、単管を固定していたクランプが外れ、作業を行っていた労働者2名が、足場板とともに約11mの高さから地面に墜落した。被災した2名の他に2名の労働者が作業を行っていたが、近くの単管等につかまり助かった。
	14～15時	仮設物・建築物等	20～30名	
4	平成29年3月	墜落・転落	その他の建築工事業	同上
	14～15時	仮設物・建築物等	20～30名	
5	平成29年4月	飛来・落下	その他の工事業（機械据付設置業）	金属圧延機（ロール機、重量約2t）の補修のため上昇させたロール機の下部において補修作業の準備中、ロール機が突然落下し、その下敷きになったもの。当時、ロール機の補修等に係る複数の業者が同時に作業を行っていた。
	9～10時	ロール機	1～10名	
6	平成29年8月	墜落・転落	その他の製造業	トラックの荷台に積んだ堆肥用の材料を、堆肥製造用の穴（縦5m×横3m×深さ4m）に投入する作業を一人で行っていたところ、何らかの原因でトラックごと穴に転落した。被災者は、心肺停止の状態トラックの運転席で発見された。
	9～10時	トラック	1～10名	
7	平成29年10月	交通事故	商業（新聞販売業）	新聞配達のためバイクで県道を走行中、道路の脇から突然飛び出してきた動物（猪か鹿と推定）と激突して転倒し、その際に頭部を強打した。
	5～6時	乗り物（バイク）	20～30名	
8	平成29年10月	挟まれ・巻き込まれ	その他の食料品製造業	家畜用の飼料の包装工場において、袋詰めされた製品を積み込む機械の下にこぼれ落ちた飼料を掃除していたところ、動いてきた機械とフレームの間に上半身を挟まれた。
	13～14時	一般動力機械	30～40名	
9	平成29年10月	崩壊・倒壊	陸上貨物運送事業	顧客先において運搬してきた機械装置を台車及びハンドリフトを使い設置位置まで移動する作業中、同僚と2人で左右に分かれ機械装置を押したが動かなかったため、状態を確認していたところ機械装置が被災者側に倒れてきて、その下敷きになったもの。
	14～15時	その他の装置・設備	10～20名	
10	平成29年11月	高温物等との接触	接客娯楽業（公園等）	キャンプ場敷地内で落ち葉の集積・焼却作業中、落ち葉を焼却する穴（縦4.5m×横5m×深さ1m）に2tトラックで運んできた落ち葉を投入するため、トラックの誘導等を行っていたところ、誤って穴に転落し全身火傷を負った。
	10～11時	その他の仮設物・建築物等	1～10名	
11	平成29年11月	交通事故	陸上貨物運送事業	砂利を積載した20tダンプトラックを運転し、国道4号線の信号のある交差点を直進中、対向から右折してきた乗用車を避けようとハンドルを切ったが、間に合わず乗用車と衝突し、はざま道路脇の縁石、街灯に激突した。
	21～22時	乗り物（乗用車）	1～10名	

12	平成29年12月	墜落・転落	その他の製造業	工場内の階段を登って所定の仕事場へ向かう途中、誤って階段の側面（高さ約2m）から転落した。
	13～14時	階段	1～10名	
13	平成29年12月	墜落・転落	道路旅客運送業	営業所に出勤し1階事務所で挨拶した後、2階にある乗務員控室に行くため外階段を登っていたところ、誤って転落した。
	8～9時	階段	30～40名	

14	平成29年1月	その他	その他の小売業	事務所内で勤務中に、机に手をつきながら倒れこんだ。過重労働によるものとして労災認定。
	20～21時	起因物なし	1～10名	
15	平成29年1月	その他	陸上貨物運送事業	事業所に自家用車で出勤し、事業所の敷地内において、駐車場手前で車の運転席から倒れこむように出てきた。過重労働によるものとして労災認定。
	8～9時	起因物なし	30～40名	
16	平成29年6月	その他	陸上貨物運送事業	荷の搬出先において、トラックから荷卸し作業を行っていたところ、胸の痛みを訴え病院へ搬送された。過重労働によるものとして労災認定。
	10～11時	起因物なし	60～70名	

